

富士川流域における減災対策協議会規約(改正案)

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「富士川流域における減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、別表1に掲げる富士川流域の国が管理する河川、及び山梨県が管理する河川を対象とする。

(組織)

- 第4条 協議会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 2 協議会に会長及び副会長を置く。会長は関東地方整備局甲府河川国道事務所長、副会長は山梨県県土整備部技監とする。
 - 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
 - 4 会長は、第1項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。
 - 5 副会長は、会長の補佐をするほか、山梨県が管理する河川に関する事項をとりまとめる。

(幹事会)

- 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表3に掲げる委員をもって構成する。
 - 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は関東地方整備局甲府河川国道事務所河川副所長とする。
 - 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。
 - 5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(山梨県部会)

第6条 協議会に山梨県部会を置く。

- 2 山梨県部会は、別表4に掲げる委員をもって構成する。
- 3 山梨県部会に部会長を置く。部会長は山梨県治水課長とする。
- 4 部会長は、必要に応じて山梨県部会を招集し議事運営を行う。
- 5 部会長は、第2項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を山梨県部会に出席させ、意見を求めることが出来る。

(水防連絡部会)

第7条 協議会に水防連絡部会を置く。

- 2 水防連絡部会は、別表5に掲げる関東地方整備局甲府河川国道事務所管内富士川の直轄管理区間内の水防関係機関をもって構成する。
- 3 水防連絡部会に部会長を置く。部会長は会長が兼務する。
- 4 部会長は、必要に応じて水防連絡部会を招集し議事運営を行う。
- 5 部会長は、第2項によるもののほか、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者を水防連絡部会に出席させ、意見を求めることが出来る。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局を、関東地方整備局甲府河川国道事務所調査第一課及び山梨県治水課に置く。

(協議会の検討内容)

第9条 協議会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(山梨県部会の業務)

第10条 山梨県部会の業務は、山梨県が管理する河川を対象に前条の協議会で行う検討内容とする。

(水防連絡部会の業務)

第11条 水防連絡部会の業務は第9条第2項の「地域の取組方針」のうち直轄管理区間内の水防に関する事項を的確に実施するための次の通りとする。

1. 洪水予報及び水防警報に関すること。
2. 重要水防箇所に関すること。
3. 河川改修の状況、水防資機材整備状況等の情報交換に関すること。
4. 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
5. 水防対策の協力及び連絡に関すること。
6. 水防対策の広報、宣伝に関すること。
7. 水防対策の調査研究に関すること。
8. その他必要な事項

(附則)

本規約は、平成28年4月27日から施行する。

本規約は、平成29年4月25日に改正する。

本規約は、平成 年 月 日に改正する。(水防法の改正により)

国 富士川、笛吹川、塩川、日川、重川、御勅使川、早川

山梨県 荒川、塩川、相川、濁川、平等川、滝戸川、境川、坪川、滝沢川、芦川
その他富士川圏域における指定区間内の一級河川

会 長 国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所長
副会長 山梨県 県土整備部技監
国土交通省 関東地方整備局富士川砂防事務所長
国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所長
気象庁 甲府地方气象台長
気象庁 静岡地方气象台長
山梨県 防災危機管理課長
山梨県 治水課長
山梨県 砂防課長
静岡県 交通基盤部河川砂防局長
静岡県 富士土木事務所長
静岡県 静岡土木事務所長
北杜市長
韮崎市長
甲斐市長
南アルプス市長
昭和町長
中央市長
市川三郷町長
富士川町長
甲州市長
山梨市長
笛吹市長
甲府市長
身延町長
早川町長
南部町長
富士宮市長
富士市長
静岡市長

幹事長 国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所 副所長(河川)
国土交通省 関東地方整備局富士川砂防事務所 副所長
国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所 事業対策官
気象庁 甲府地方气象台 防災管理官
気象庁 静岡地方气象台 防災管理官
山梨県 防災危機管理課長補佐
山梨県 治水課長補佐
山梨県 砂防課長補佐
静岡県 河川企画課長
静岡県 土木防災課長
静岡県 砂防課長
静岡県 富士土木事務所 次長
静岡県 静岡土木事務所 次長
北杜市 地域課長
韮崎市 建設課長
甲斐市 防災危機管理課長
南アルプス市 防災危機管理室長
昭和町 建設課長
中央市 危機管理課長
市川三郷町 防災課長
富士川町 防災課長
甲州市 総務課長
山梨市 建設課長
笛吹市 防災危機管理課長
甲府市 防災企画課長
身延町 交通防災課長
早川町 総務課長
南部町 交通防災課長
富士宮市 河川課長
富士市 河川課長
静岡市 総務局参与(防災対策担当)

山梨県部会長 山梨県 治水課長
国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所 副所長(河川)
国土交通省 関東地方整備局富士川砂防事務所 副所長
気象庁 甲府地方气象台 防災管理官
山梨県 防災危機管理課長補佐
山梨県 砂防課長補佐
山梨県 中北建設事務所河川砂防管理課長
山梨県 中北建設事務所峡北支所河川砂防管理課長
山梨県 峡東建設事務所河川砂防管理課長
山梨県 峡南建設事務所河川砂防管理課長
山梨県 峡南建設事務所身延河川砂防管理課長
北杜市 地域課長
韮崎市 建設課長
甲斐市 防災危機管理課長
南アルプス市 防災危機管理室長
昭和町 建設課長
中央市 危機管理課長
市川三郷町 防災課長
富士川町 防災課長
甲州市 総務課長
山梨市 建設課長
笛吹市 防災危機管理課長
甲府市 防災企画課長
身延町 交通防災課長
早川町 総務課長
南部町 交通防災課長

部会長	国土交通省 関東地方整備局甲府河川国道事務所長
副部会長	国土交通省甲府河川国道事務所副所長(河川)
副部会長	山梨県治水課長
副部会長	静岡県交通基盤部河川砂防局長
	気象庁 甲府地方气象台 防災管理官
	気象庁 静岡地方气象台 防災管理官
	山梨県 中北建設事務所長
	山梨県 中北建設事務所峡北支所長
	山梨県 峡東建設事務所長
	山梨県 峡南建設事務所長
	静岡県 河川企画課長
	静岡県 土木防災課長
	静岡県 砂防課長
	静岡県 富士土木事務所 次長
	静岡県 静岡土木事務所 次長
	韮崎市 建設課長
	甲斐市 防災危機管理課長
	南アルプス市 防災危機管理室長
	昭和町 建設課長
	中央市 危機管理課長
	市川三郷町 土木整備課長
	富士川町 防災課長
	山梨市 建設課長
	笛吹市 防災危機管理課長
	甲府市 <u>防災企画課長</u>
	身延町 <u>交通防災課長</u>
	南部町 交通防災課長
	富士宮市 河川課長
	富士市 河川課長
	静岡市 <u>総務局参与(防災対策担当)</u>